

令和 8 年度サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者基礎研修事業に
係る公募型プロポーザル実施要領（技術提案実施公告）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条第 1 項の規定による随意契約の方法により契約を締結するため、次のとおり技術提案を募集する。

令和 8 年 3 月 2 日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

1 技術提案に付する事項

(1) 業 務 名

令和 8 年度サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者基礎研修事業

(2) 業務内容

令和 8 年度サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者基礎研修事業業務委託仕様書のとおり

(3) 契約期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

(4) 委託料の上限

1, 2 1 8, 0 0 0 円以内（消費税及び地方消費税を含む。）

2 技術提案に参加する者に必要な資格

技術提案実施の公告日から委託候補者が選定される日までの間、次に掲げる要件のすべてを満たしていること。

(1) 岡山県役務の提供の契約に係る入札参加資格者名簿（以下、入札参加資格者名簿）と
いう。）に登載されている者であること。

(2) 入札参加資格者名簿の業務種目の大分類が「9 その他」、小分類が「4 研修業務」であること。

(3) 当該研修を実施する上で必要な講師、演習指導者等の確保が可能であること。

(4) 当該研修に係る受講申込の受付業務、経理事務等の的確な処理体制を有していること。

(5) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当する者でないこと。

(6) 岡山県役務の提供の契約に係る入札参加資格審査要領(平成 19 年岡山県告示第 332 号)に規定する入札参加の停止の措置を受けている者でないこと。

(7) 岡山県から役務の提供の契約に係る入札参加除外の措置を受けている者でないこと。

(8) 岡山県建設工事等暴力団対策会議運営要領(昭和 63 年 2 月 1 日施行)に基づく指名除外を受けている者でないこと。

(9) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づき再生手続開始の申立てがなされて

いる者(更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けている者を除く。)でないこと。

3 委託契約に関する事務を担当する場所

〒700-8570

岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県子ども・福祉部障害福祉課障害福祉サービス班

TEL: 086-226-7345

FAX: 086-224-6520

4 契約条項を示す場所

上記3の場所とする。

5 技術提案参加手続等

この技術提案に参加を希望する者は、次のとおり技術提案参加資格確認申請書(様式第1号)を次のとおり提出しなければならない。

(1) 技術提案参加資格確認申請書及び仕様書の配布期間及び場所

ア 配布期間 令和8年3月2日(月)から令和8年3月12日(木)まで
(閉庁日を除く。)の午前9時から午後5時まで

イ 配布場所 上記3の場所に同じ。なお、子ども・福祉部障害福祉課ホームページ
(<https://www.pref.okayama.jp/soshiki/39/>)からダウンロードすることもできる。

(2) 技術提案参加資格確認申請書の提出の期間、場所及び方法

ア 提出期間 令和8年3月2日(月)から令和8年3月12日(木)まで
(閉庁日を除く。)の午前9時から午後5時まで

イ 提出場所 上記3の場所に同じ。

ウ 提出方法 持参又は郵送等(一般書留郵便その他配達証明が可能な方法に限る。)ただし、郵送等による場合は、提出期間までに必着することとし、発送後であっても未着の場合は、期限内の提出ができなかったものとみなす。

エ 提出書類 技術提案参加資格確認申請書(様式第1号)
所在地、商号・名称及び代表者役職・氏名を明記の上、代表者の印を押印すること。

(3) 技術提案参加資格要件の審査

ア 審査結果の通知

技術提案参加資格確認申請書を提出した者について、審査の結果、不適合と認められる者に対しては、その旨を通知する。この通知を受けた者は、この技術提案に参加することができない。

イ 技術提案参加資格要件不適合の理由の説明要求

技術提案参加資格要件不適合通知を受け取った者は、当該通知を受け取った日の翌日から起算して7日以内に、下記(4)ウの宛先にファックスにより、説明を求める書面を提出することができる。

(4) 仕様書等に対する質問の受付

- ア 受付期間 令和8年3月2日(月)から令和8年3月16日(月)で
イ 方法 「仕様書に対する質問・回答書」(様式第2号)によりファックスすること。
ウ 宛先 岡山県子ども・福祉部障害福祉課障害福祉サービス班
FAX: 086-224-6520

6 技術提案手続等

(1) 技術提案書の配布期間及び場所

- ア 配布期間 令和8年3月2日(月)から令和8年3月18日(水)
(閉庁日を除く。)の午前9時から午後5時まで
イ 配布場所 上記3の場所に同じ。なお、子ども・福祉部障害福祉課ホームページ
(<https://www.pref.okayama.jp/soshiki/39/>)からもダウンロードできる。

(2) 技術提案書の提出、場所及び方法

- ア 提出期間 令和8年3月2日(月)から令和8年3月18日(水)
(閉庁日を除く。)の午前9時から午後5時まで
イ 提出場所 上記3の場所に同じ
ウ 提出方法 持参又は郵送等(一般書留郵便その他配達証明が可能な方法に限る。)
ただし、郵送等による場合は、提出期間までに必着することとし、発送後
であっても未着の場合は、期限内の提出がなかったものとみなす。

エ 提出書類

- (ア) 事業提案書(第3号様式)
(イ) 事業計画書(第4号様式)
(ウ) 見積書(第5号様式)

- オ 提出部数 5部(正本1部、副本4部(コピー可)とする。)
正本には所在地、商号・名称及び代表者役職・氏名を明記の上、
代表者印を押印すること。

7 委託候補者の選定

(1) 選定の方法

審査委員会において、委託業務の内容に係る技術提案書等の審査を行い、総合的に判断して評価の高い者を委託候補者とし、希望日程を勘案して、日程ごとに委託先を選定する。ただし、提出された見積書の見積金額(消費税及び地方消費税を含む。)が上記1(4)委託料の上限を超える場合は、参加資格がない者として扱い、審査の対象としない。

(2) 選定の通知

上記(1)により選定した委託候補者に対して、委託候補者に選定した旨を書面により通知を行う。また、岡山県子ども・福祉部障害福祉課のホームページにおいてもその旨を公表する。委託候補者に選定されなかった者に対しては、選定されなかった旨を書面により通知を行う。なお、選定委員会は非公開とし、審査の経緯等に関する問い合わせには応じない。

8 契約の締結

- (1) 契約形態は委託契約とし、委託候補者と委託契約の協議が調い次第、県との間で契約を締結する。ただし、条件に合致しない場合等、特殊な事情がある場合には、委託契約を締結しないことがある。
- (2) 委託候補者は、契約を締結しようとするときは、暴力団の排除に係る誓約書を提出しなければならない。

9 契約保証金

契約金額の100分の10以上とする。(ただし、岡山県財務規則第155条各号のいずれかに該当する場合は、減免する。)

10 その他

- (1) 本事業は、県の令和8年度当初予算において予算措置された場合に事業化される停止条件付き事業であり、予算が成立しない場合には、この手続に係る一切について、いかなる効力も生じないものであること。
- (2) 応募及び審査に係る一切の費用は、応募者の負担とする。
- (3) 提出された書類は返却しない。
- (4) 関連情報を入手するための照会窓口は、3に同じ。
- (5) 本事業の契約金額に係る消費税及び地方消費税の額が変更となる場合は、当該契約の変更を行うことがある。